

鳥取縣公報

昭和十八年七月二十日
第千四百五十二號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

○訓令	各縣修繕工事處理方ノ件改正	一頁
●	國民學校職員臨時家族手當支給規程制定	一頁
●	同 臨時手當 同	四頁
●	同 戰時勤勉手當同	六頁
○訓令廢止		七頁
○告示		
●	砂糖配給團體指定	七頁
●	乳用牛及外國種々牡牛結核病検査施行	七頁
●	座婆登録名簿訂正者	八頁
●	游泳場開設許可	八頁
●	擬金欄販賣價格指定	八頁
○彙報		
●	健民運動夏季心身鍛鍊	一〇頁
●	各種公私行事は停廢止	一三頁
●	滿洲開拓指導者中央鍊成	一三頁
●	海員養成所生徒募集	一三頁
●	其他	一三頁

訓令

鳥取縣訓令第十二號

各 縣 長

大正六年一月鳥取縣訓令第二號各縣修繕工事處理方ノ件左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 「貳百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム

二 「施行認可ヲ稟伺スベシ」ヲ「知事ノ承認ヲ受クベシ」ニ改ム

鳥取縣訓令第十三號

地 方 事 務 所 長
國 民 學 校 長

國民學校職員臨時家族手當支給規程左ノ通定ム

00167

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校職員臨時家族手當支給規程

- 第一條 國民學校職員ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニハ本令ニ依リ臨時家族手當ヲ支給ス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク
 - 一 常時勤務ニ服セザル囑託員又ハ俸給、給料若ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者(但シ陸海軍ニ召集セラレタル者ヲ除ク)
 - 二 休職中ノ者又ハ公立學校職員分限令第八條第二項但書ノ各號ノ一ニ該當スル者
 - 三 臨時ノ職員(但シ採用又ハ囑託ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク)
- 第二條 本令ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ニシテ主トシテ其ノ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ
 - 一 配偶者
 - 二 滿六十歳以上ノ直系尊族
 - 三 滿十八歳未滿ノ直系卑族

- 四 滿十八歳未滿ノ弟妹
 - 五 不具廢疾者
- 内縁關係ニ在ル者(民法第七百七十五條ノ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ謂フ)ハ前項ノ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス
- 第三條 臨時家族手當ノ額ハ月額五圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額トス
 - 第四條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依リ扶養家族届二通ヲ所轄地方事務所長ヲ經由シテ知事ニ提出スベシ、扶養家族ニ異動ヲ生ジタルトキハ別記第二號様式ニ依リ異動届ヲ前項ニ依リ提出スベシ
 - 第五條 臨時家族手當ヲ受クベキ要件ヲ具備スルニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ缺クニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ廢止ス
 - 扶養家族數増加シタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ扶養家族減少シタル場合ハ其ノ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ改定ス
 - 第六條 二以上ノ學校ニ勤務スル職員ニ付テハ多クノ俸給

00168

給料又ハ手當ヲ受クル學校ノ職員トシテ之ヲ支給ス

第七條 同一家族ヲ扶養スル者二人以上アル場合ニ於テハ民法第九百五十五條ニ規定スル扶養義務者ノ順位(同順位内ニ在リテハ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ツ)ニ依リ受給者ヲ定ム 但シ同一支給廳内ニ於テ同一家族ヲ扶養スル者二人以上アル場合ニ於ケル受給者ニ付テハ之ト異ナル取扱ヲ爲スコトヲ得

第八條 特別ノ事情ニ依リ前條ニ依リ難キ場合ニハ知事ニ於テ受給者ヲ定ム

第九條 過失又ハ届出ノ遅延ニ依リ不當ニ臨時家族手當ノ支給ヲ受ケタルトキハ之ヲ返還セシメ且爾後ノ手當ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ

第十條 本令ニ依ルノ外臨時家族手當ノ支給ニ付テハ俸給給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

附 則

第十一條 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第十二條 昭和十八年四月一日現在ニ在職セル者ニシテ臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具備スル者ニ在リテ

ハ同日現在ニ依リ扶養家族届ヲ第四條ノ規定ニ依リ提出スベシ

昭和十八年四月二日以後本令公布迄ニ於テ臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具備スルニ至リタル者又ハ第四條第二項ニ該當スルニ至リタル者ハ事實發生ノ日現在ニ於テ扶養家族届又ハ家族異動届ヲ同條規定ニ依リ提出スベシ

前項ニ依リ届出ヲ爲シタル者ニ對シテハ第五條ノ規程ニ拘ラズ事實發生ノ翌月分ヨリ臨時家族手當ヲ支給ス様式第一號

學校長 認印

扶養家族届 昭和 年 月 日

鳥取縣知事 殿 勤務 職氏名 印

扶養家族

氏名	生年	職別	不具廢疾ノ事	種別	收入月額	備考
	月日	ノ續柄	實	場所	金額	

00169

附記

- 一 収入月額欄ニハ収入月額(俸給、給料、手當、資産營業、收入、雇傭關係、恩給、年金等)ヲ區分シ記載スルコト

様式第二號

學校長 認印

扶養家族異動届 昭和 年 月 日

鳥取縣知事

殿 職名

職氏名

印

家族氏名

生年月日

職員ト
ノ
続柄

異動年月日

異動事由

鳥取縣訓令甲第十四號

地方事務所長
國民學校長

國民學校職員臨時手當支給規程左ノ通定ム
昭和十八年七月二十日
鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校職員臨時手當支給規程

- 第一條 國民學校職員ニ對スル臨時手當ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク
- 一 實收月額百五十圓ヲ超ユル者
- 二 現役ニ服シタル者又ハ休職中ノ者
- 三 常時勤務ニ服セザル囑託員又ハ俸給、給料若ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者(但シ陸海軍ニ召集セラレタル者ヲ除ク)
- 四 昭和十八年度以降ニ於テ師範學校ヲ卒業シタル國民學校本科訓導(之ト同等ノ資格ヲ有シ同等ノ待遇ヲ受クル者ヲ含ム)

00170

第二條 臨時手當ノ支給額ハ月額十圓トス

第三條 第一條但書第一號ニ該當スル者其ノ實收月額百六十圓ヲ滿サル場合ハ本規程ニ依ル臨時手當ヲ支給ス但シ其ノ金額ハ實收月額ト合シ百六十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 國民學校職員ニシテ青年學校教員ノ身分ヲ併有スル者ノ臨時手當ハ主トシテ國民學校ニ勤務スル場合之ヲ支給ス

第五條 國民學校職員ニシテ其ノ他ノ職員ノ身分ヲ併有スル者ノ臨時手當ハ國民學校ニ於テ支給スル俸給又ハ手當ノ額ガ他ノ職員トシテ受クル俸給又ハ手當等ノ額ヨリ多キ場合ニ限リ之ヲ支給ス

第六條 本令ニ謂フ實收月額ハ俸給又ハ手當ノ月額(二以上ノ俸給又ハ手當ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額)ト左ノ給與ノ月額トノ合算額ヲ謂フ但シ圓位未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

- 一 年功加俸
- 二 特別加俸

三 其ノ他毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ給與スルモノ(但シ臨時家族手當、戰時勤勉手當及實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク)

第七條 公立學校職員俸給令第十條ノ適用ヲ受クル者又ハ私事故障若ハ病氣缺勤等ニ依リ俸給又ハ手當ノ減額支給ヲ受クル者ノ實收月額ハ當該職員ノ辭令ニ記載セラレタル俸給又ハ手當ノ額ヲ基準トス

第八條 左ニ該當スル場合ハ其ノ月分臨時手當全額ヲ支給ス

- 一 退職若ハ解囑ト爲リタルトキ
- 二 死亡シタルトキ
- 三 第一條但書第一號第二號及第四號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

第九條 臨時手當ハ毎月其ノ月一日現在ニ在職セル職員ニ之ヲ支給ス

第十條 本令ニ依ルノ外臨時手當ノ支給ニ付テハ俸給、給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

附 則

00171

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

鳥取縣訓令甲第十五號

地方事務所長 國民學校長

國民學校職員戰時勤勉手當支給規程左ノ通定ム

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校職員戰時勤勉手當支給規程

第一條 國民學校職員ニ對スル戰時勤勉手當ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク

一 常時勤務ニ服セザル囑託員又ハ俸給、給料若ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者

二 休職中ノ者又ハ公立學校職員分限令第八條第二項ノ各號ノ一ニ該當スル者

三 臨時ノ職員(採用又ハ囑託ノ日ヨリ六ヶ月ヲ超エタル者ヲ除ク)

第二條 戰時勤勉手當ノ支給額ハ俸給、給料又ハ手當ノ一割ニ相當スル金額トス

第三條 前條ノ俸給、給料又ハ手當トハ恩給法ニ謂フ本俸及之ニ準ズベキモノトシ其ノ他ノ給與ハ之ヲ含マザルモノトス

第四條 陸海軍ニ召集セラレタルニ因リ俸給ノ差額ノ支給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ受クル俸給ノ差額ヲ基準トシテ第二條ノ規定ヲ適用ス

第五條 私事ノ故障又ハ病氣等ノ爲缺勤中ノ者ニ對シテハ其ノ俸給全額ノ支給ヲ受ケ得ル期間ニ限り第二條ノ規定ヲ適用ス

第六條 懲戒處分ニ因リ減俸又ハ罰俸ヲ受ケタル者ニ支給スル戰時勤勉手當ハ其ノ減俸又ハ罰俸前ノ俸給ヲ基準トシテ第二條ノ規定ヲ適用ス

第七條 左ニ該當スル場合ハ其ノ月分戰時勤勉手當全額ヲ支給ス

- 一 退職若ハ解囑ト爲リタルトキ
- 二 死亡シタルトキ

00172

三 第一條但書第一號及第二號ニ該當スルニ至リタルトキ

第八條 本令ニ依ル外戰時勤勉手當ノ支給ニ付テハ俸給、給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

鳥取縣訓令甲第十六號

市町村長、市町村學校組合管理者 國民學校長

昭和十六年九月鳥取縣訓令甲第十八號ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

告 示

鳥取縣告示第三百八十一號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年七月二十日 鳥取縣知事 武 島 一 義
福田輕飛行機株式會社鳥取工場
鳥取縣告示第三百八十二號
畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス
所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該當牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ
昭和十八年七月二十日 鳥取縣知事 武 島 一 義

検査月日	検査場所	牽付區域
九月二日	東伯郡 浦安町	東伯郡一圓
同 三日	同 赤碕町	
同 四日	同 倉吉町	
同 六日	同 小鴨村	
同 八日	同 小鴨村	

00173

同 十一日	同	高城村
同 二十日	同	淺津村
同 二十二日	同	長瀬村
同 二十四日	同	上北條村

◇鳥取縣告示第三百八十三號

產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

前住所 氣高郡神戶村大字上砂見一六三番地
 新住所 八頭郡八上村大字天神原五八三番地

◇鳥取縣告示第三百八十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル擬金襴最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年七月二十日

擬金襴最高販賣價格

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年七月六日轉住ニ依リ同日付名簿
 訂正方出願ニ對シ同月九日訂正

谷 口 松 江

◇鳥取縣告示第三百八十四號

東伯郡泊村大字泊七〇九番地

田 中 良 太 郎

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一名 稱 泊海水浴場

二 所在地 東伯郡泊村

三 開設期間 自七月六日至九月末日

00174

種 別	使 用 糸		密 度		仕 上 巾 尺	仕 上 長 尺	生 産 者 最 高 販 賣 價 格
	經 糸	緯 糸	經 糸	緯 糸			
廣 金	ス・フ糸三 番單糸又ハ 四〇番單糸	アルミ箔 二十八切	八八本以上	二二本以上	二・二尺以上	三・五尺以上	一反 九、八九圓
鉄 仙	ス・フ糸三 番單糸又ハ 四〇番單糸	ス・フ糸三〇番 單糸アルミ箔 二十八切	三〇同	三六同 一八同	二・〇同	三・五同	同 七、三三

- 一 本表價格ハ荷造包裝ヲ爲シタルモノノ生産者工場渡價格トス
- 二 本表價格ハ奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ許可並ニ纖維製品製造制限規則第一條ノ許可ヲ受ケ其ノ旨ヲ表示セルモノノ價格ニシテ表示セザルモノ及本表規格ニ該當セザルモノハ本表鉄仙ノ價格ノ半額トス但シ人絹糸ビス二〇〇デニールヲ以テス・フ糸ニ代ヘタル場合ハ本表價格ニ依ルモノトス

彙報

健民運動 夏季心身鍛鍊

暑熱を克服し心身鍊磨 飛躍的生產增強に邁進

梅雨が去つて暑い夏が來た。暑熱の季に入ると動もすれば体力は低下し、又疾病にも犯され易くて生産力の減退を來す虞れがあるが、斯の如きは決戦下極力之を避けねばならぬ。暑さは之に負けかければ際限がないが、自ら進んで之に打ち勝つて行けば左程ではないもので、暑い〜と室内にゴロ〜して居ればどうにもならぬやうに思へても、一旦覺悟して外へ出れば相當な炎天でも平氣で克服出来ることは皆經驗するところである。我等は敢然として体力を鍊磨し、愈々健康を増進して生産の飛躍的增強に突進しなければならぬ。如何に暑いと云つても内地の暑さは知れたものである。我等の同胞は金鐵を鋒かす赤道下暎雨と瘴癘

の中で敢闘してゐるのだ、敢然として炎熱に闘を挑むことこそ我等の夏の生活でなければならぬ。

本縣では來る廿一日より八月廿日までの一ヶ月間を「健民運動夏季心身鍛鍊」期間とし、翼賛會縣支部を實踐督勵の主体として縣下各戸各人漏れなく活潑な活動を展開することゝなつたので、各位の挺身實行を期待する。其の實施要項の概要は次の如くである。

一、趣 旨

皇國非常の決戦態勢下盛夏を迎へ、一億國民は此處に奮つて心身の鍛鍊に努め、大いに士氣と体力を鍊磨し、特に青少年に對しては今明日の戰鬪の任に當るべき健全強力な体力を鍊磨するを重點とし、以て戦力の徹底的增強に資する。

二、強調目標

1. 心身の鍛鍊に依り士氣の昂揚、体力の増進、並に戦技の鍊磨を行ひ、以て兵力並に生産力の根基に培ふと共に皇國民心身鍊成の急務中の急務たることを徹底的に認識せしめること

00176

00175

2. 炎暑下に闘ふ皇軍將兵を偲び、戦時生活を、層緊張し暑熱を道場として心身の鍊磨に邁進すること
3. 期間中自己に適した心身鍛鍊を必ず實行すると共に之を契機として永く平素の習慣となるやう心掛けしめること
4. 町内會、部落會の健民部、職場健民會は本運動を機會に愈々活潑な活動を展開せしめること

三、實施内容

1. 生活訓練
寝具の日光消毒を月二回は必ず實施し、健民部は其の指導に當ること

其の他早起、神拜、冷水摩擦（冷水浴、乾布摩擦）、正しき姿勢、正しき歩行、身体・衣服・居室の清潔保持、早寝等規律正しき士風の作興、健民生活の實踐を期すること

2. 体 操

ラヂオ体操會を町内、部落、官公衙、會社、工場等に於て實施し、又機會ある毎に水泳を練習して國民皆泳

の實を擧げること
其の他通勤、通學者は一定距離の徒歩を勵行し、尙各市町村毎に体力章檢定訓練會を開催すること

3. 武 道

士道の昂揚と戦技の實習を目的とし、自宅或は職場に於ける居常鍊成を目標として劍道、柔道、銃劍道、射擊道、弓道等に依る鍊成を行ひ、尙ほ町内會、部落會其の他各職域に於ては鍛棒（竹棒）に依る銃劍道鍊成を機會ある毎に行ひ、特に青少年は銃劍道、射擊道の訓練を實施すること

4. 勤勞作業

町内會、部落會は道路清掃を一齊に行ひ、住み心地のよい町内、部落とすべく努めること
又非農家は隣組で手近の空地を借入れて共同耕作を行ひ、個人の住宅の庭等を寸尺の空地と雖も之を利用して播種すべき作物は隣組に於ては蕎麥、大根、蕪菁等、個人の場合には人參、体菜、結球白菜、山東菜、京菜等がよい。蕎麥の種子は最寄農會の斡旋に依り、其の他

00177

蔬菜類の種子は種苗店より適宜購入すること。
尚ほ肥料は下肥、木灰、厨芥等家庭に於て自給すること。
と。

「一億が 強く明るく逞しく」
「手不足も 鐵の体で 二人前」
「健康の 戈で最後の どよめ刺せ」
(地方課)

各種公私行事は停廢止

一已むを得ぬ時は簡素嚴肅に—

各種公私の行事に關し、先般行はれた決戰態勢確立方策に關する閣議の申合せに依り、決戰に直接關係のない公私の行事は之を停止又は廢止せられることとなつた。

依つて本縣でも此の閣議の申合せに即應することとしたので、各市町村、各學校、各種団体等に於ても各種の記念祝賀行事、起工竣工式、表彰式、各種団体等の恒例的會合其の他の行事等は之を停廢止し、眞に已むを得ない事由に

依つて開催する場合に於ても之が施行に當つては極めて簡素嚴肅ならしめると共に、驛頭に於ける送迎其の他の儀禮的行事への出席等に付ても出来るだけ差控えるやうにせられたい。

從來各種公私の行事が頻繁に行はれてゐるが、何が何でも勝ち抜かねばならぬ征戰下に於て、斯の如く行事の頻繁に行はれることは甚だ面白くないので今回右の如く閣議の申合せとなつたものであるから、切に各位の實踐を望む次第である。
(地方課)

滿洲開拓指導者中央鍊成

七月二十四日より十一日間
一部は渡滿現地訓練一ヶ月

大東亞決戰下時局の重大性を確認すると共に、皇國農村の確立並に企業整備に呼應して中央鍊成を實施し、開拓の本義を体得せしめて滿洲開拓第二期五ヶ年計畫の堅確なる遂行を期することとなり、茨城縣内原なる滿蒙開拓青少年

00178

義勇軍訓練所で、來る七月二十四日より八月三日まで十一日間滿洲開拓指導者中央鍊成が行はれ、本縣では十三名が七月二十三日鳥取出發出席することとなつてゐる。

参加者は開拓運動の中核的指導者にして今後推進力たり得る者及び開拓團編成推進員中より各町村長、町村農會長商工會議所會頭に於て適格者を本月十七日までに選抜推薦し、縣に於て決定するが、出席者の内から若干名を縣で銓衡推薦し、約一ヶ月間渡滿せしめて開拓地に於ける鍊成視察させる。

指導者中央鍊成に當つては最短三等汽車賃、受講中の舍費、賄費、醫療費等一切を大東亞省で負擔し、渡滿者に對しては右内原入所及び入所中に於ける經費以外に相當額の補助がある豫定である。
(農務課)

海員養成所生徒募集

大東亞戰下海上輸送の重要性いよゝ緊急なるものあり海員の養成は正に刻下の急務である。兒島海員養成所は左

の通り生徒を募集してゐるから、希望者は岡山縣兒島郡味野町なる右養成所宛四錢切手貼付の自己宛封皮を同封して願書用紙を請求し、八月十五日迄に直接同所に提出されたい。募集要項は次の通りである。

▽應募資格 航海科、機關科共大正十五年十二月二日より昭和五年八月二十六日までの間に生れた國民學校高等科卒業者、又は之と同等以上の者、但し高等科第二學年在學中の者も應募し得る。

▽入所試験 算術、國語の筆記試験、口頭試験及び体格検査を八月二十七日、本縣では境海務局支局に於て實施の豫定。

▽養成期間 約一ヶ年
▽給 與 入所中は食費官給、授業料不要、被服類中貸與さるゝものあり。

▽特 典 卒業後乗船履歴に従ひ、小型船舶職員の高技免狀を授與せられ、進んで高等海員に昇進することが出来る。卒業後一年以上乗船者は海兵團に入團(三ヶ月半)の上海軍豫備員となる。
(兵事厚生課)

◎鳥取縣本年度增產目標

郡市別	作付割當面積	生産目標
鳥取市	八〇反	六四千貫
米子市	七五	六〇〇
岩美郡	一〇〇	七〇
八頭郡	一四〇	九八
氣高郡	一三〇	九一
東伯郡	一八五	一三〇
西伯郡	二一〇	一五八
日野郡	九〇	五九
計	一〇一〇	七三〇

(農務課)

◎行旅死亡人

奈良縣北葛城郡高田町長ヨリ左記ノ通り行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當リノ向ハ直接當該町長宛照會成度

昭和十八年七月二十日印刷
昭和十八年七月二十日發行

高田町長取扱

- 一、本籍、住所 不詳
- 一、氏名、年齢 岡峯喜三郎 六十三歳
- 一、着衣、相貌 國防色洋服、所持品ナシ
- 一、人相 身長五尺四寸位 顔面長頭髮五分刈色黒ク左手手首ナシ
- 一、病名 腦溢血
- 一、死亡年月日 昭和十八年五月二十二日午後五時
- 十津川村長取扱
 - 一、本籍 自稱岐阜縣武儀郡東阪野村大字廣島
 - 一、氏名 自稱佐藤金五郎
 - 一、年齢 推定年齢七十歳位
 - 一、本人タルヲ認知シ得ベキ必要ナル事項及相貌 死後十數日經過シ身体腐爛シタルタメ不詳
 - 一、着衣所持品 黒ノ立縞單衣ヲ着シ細紐ヲシム
 - 一、病名 心臟麻痺
- 右死體ハ大字内原小字栗平第七六六地ニ假埋葬ニ付ス

發行者 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣
印刷所(西島19) 前田印刷所